

近畿圏の新たな高速道路料金を6月1日(土)0時から導入します

令和5年12月22日に国土交通省が公表した「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)」に基づき、令和5年12月22日に「近畿圏の新たな高速道路料金の具体案」を公表しました。

このたび、阪神高速道路株式会社と西日本高速道路株式会社は、高速道路料金の変更について、道路整備特別措置法第3条に基づき国土交通大臣の事業許可を受けたところです。

この近畿圏の新たな高速道路料金については、令和6年6月1日(土)午前0時から導入しますのでお知らせします。

なお、それまでの間は、現行料金を継続します。

1. 近畿圏の新たな高速道路料金のポイント

- ・阪神高速道路の料金について、現行の上限料金の設定により都心通過交通の料金が低く抑えられ、所要時間を要するにもかかわらず、都心部に交通が集中している状況であることから、交通分散を促進するとともに、対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向け、新たな上限料金を設定します。
- ・また、阪神高速道路の料金割引についても、整理・統一を図る観点等から、大口・多頻度割引の拡充や深夜割引の導入を実施します。
- ・新名神高速道路開通に伴う中国道の渋滞緩和や大和川線全線開通により、新たなネットワークの更なる活用が可能となったことから、都心迂回経路の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点間の最短距離を基本に料金を決定する都心迂回割引を導入します。

2. 実施時期

令和6年6月1日(土)から実施

3. 関連資料

近畿圏の新たな高速道路料金について(説明資料)

<関連リンク>

近畿圏の新たな高速道路料金 阪神高速特設サイト

<https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/ryoukin/shinryoukin2024>

「阪神高速 新しい料金」で検索

<お客さまお問い合わせ窓口>

近畿圏の新たな高速道路料金 阪神高速特設ダイヤル

電話番号：0120-23-4359

受付期間：2024年7月31日（水）まで

受付時間：8:00～20:00

※受付時間を延長する期間があります。詳しくは特設サイトをご覧ください。

近畿圏の新たな高速道路料金について

近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）の概要

料金の賢い3原則（高速道路を賢く使う上で共通の理念）

① 利用度合いに応じた公平な料金体系

② 管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系

③ 交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、「管理主体の整理」に特段の対応が必要

平成29年度からの具体方針

(1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 料金水準を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間を基本とする対距離制を導入し、車種区分を5車種区分に統一。
- 阪神高速については、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定。

(2) 管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

- 高速道路会社と一体的なネットワークを形成している路線で、地方道路公社等の管理となっている区間は、合理的・効率的な管理を行う観点から、地方の意向を踏まえ、高速道路会社で一元的に管理。
- 大阪及び神戸都心部への流入に関して、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定。

令和6年度からの具体方針

(1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 阪神高速において、料金体系の整理・統一を更に進める。
 - ・対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向け、新たな上限料金を設定。
 - ・料金割引についても整理・統一を図る観点等から、大口・多頻度割引の拡充や深夜割引の導入を実施。
- 関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線(2期)や名神湾岸連絡線の整備に必要な財源確保を検討。

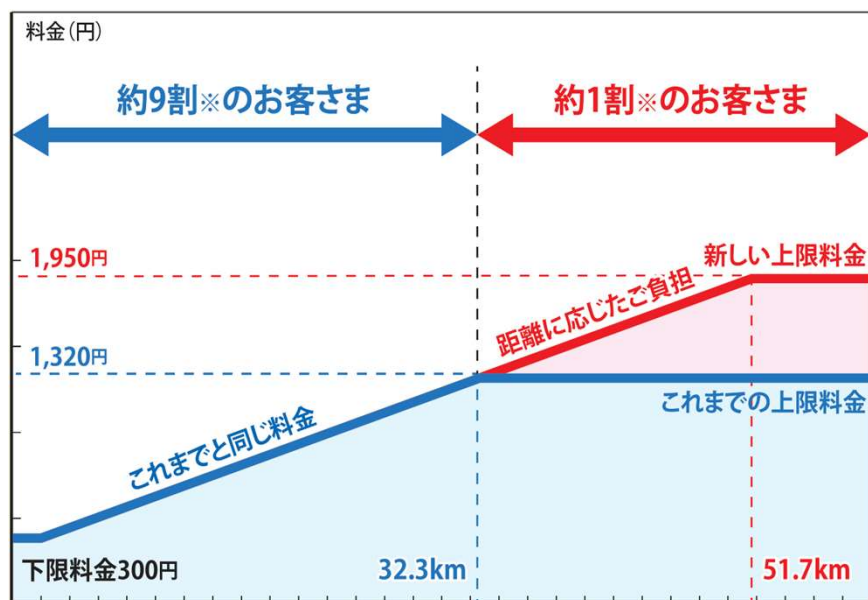
(2) 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

- ネットワークの開通状況を踏まえ、道路交通や環境等についての都心部の政策的な課題を考慮し、大阪及び神戸都心部を避けて通行する利用が料金面で不利にならないよう、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定。

阪神高速の上限料金改定について

○ 平成29年6月からの利用重視の料金体系への移行の際、物流への影響や非ETC車の負担増などを考慮して、激変緩和措置として上限料金を設定しており、移行から一定の期間が経過したことも踏まえ、対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向けて、上限料金を見直し。

ETC 普通車の例



営業距離 (km)
※ETC利用台数の比率(2022年9月平日平均)

車種 区分	現行基本料金		6月1日からの 基本料金	
	下限額	上限額	下限額	上限額
軽・二輪	280円	1,090円	280円	1,590円
普通車	300円	1,320円	300円	1,950円
中型車	330円	1,560円	330円	2,310円
大型車	400円	2,080円	400円	3,110円
特大車	550円	3,350円	550円	5,080円

※ 料金額は0.1km毎の料金距離に応じて、10円単位で加算。
※ 現金でご利用のお客さまは、阪神高速に入って初めに通行する料金所で上記車種区分に応じた上限額をお支払いいただきますと、阪神高速全線をご利用いただけます。

阪神高速の大口・多頻度割引について

○ コロナ禍においても国民生活・経済活動を支えた物流などの支援のため、大口・多頻度割引の最大割引率を35%から45%に拡充。

■ 大口・多頻度割引の更なる拡充イメージ(最大割引率の場合)

		現行の割引率 (最大)	6月1日からの割引率 (最大)
車両単位 割引	基本割引	20%	25%
	湾岸線・神戸線(月見山～摩耶)・淀川左岸線・大和川線・松原線(三宅JCT～松原JCT)・北神戸線・神戸山手線のみを通行する利用分	5%	10%
契約単位割引		10%	10%
合計		35%	45%

■ 車両単位の基本割引率

阪神高速における1か月のETCコーポレートカード1枚ごとの割引対象額	現行基本割引率	6月1日からの基本割引率
5千円超1万円以下の部分	10%(3%)	10%
1万円超3万円以下の部分	15%(6%)	20%
3万円超3.5万円以下の部分	20%(6%)	25%
3.5万円超7万円以下の部分	20%(8%)	25%
7万円超の部分	20%(13%)	25%

■ 車両単位の拡充割引率

阪神高速における1か月のETCコーポレートカード1枚ごとの割引対象額	現行拡充割引率	6月1日からの拡充割引率
1万円超の部分	5%	10%

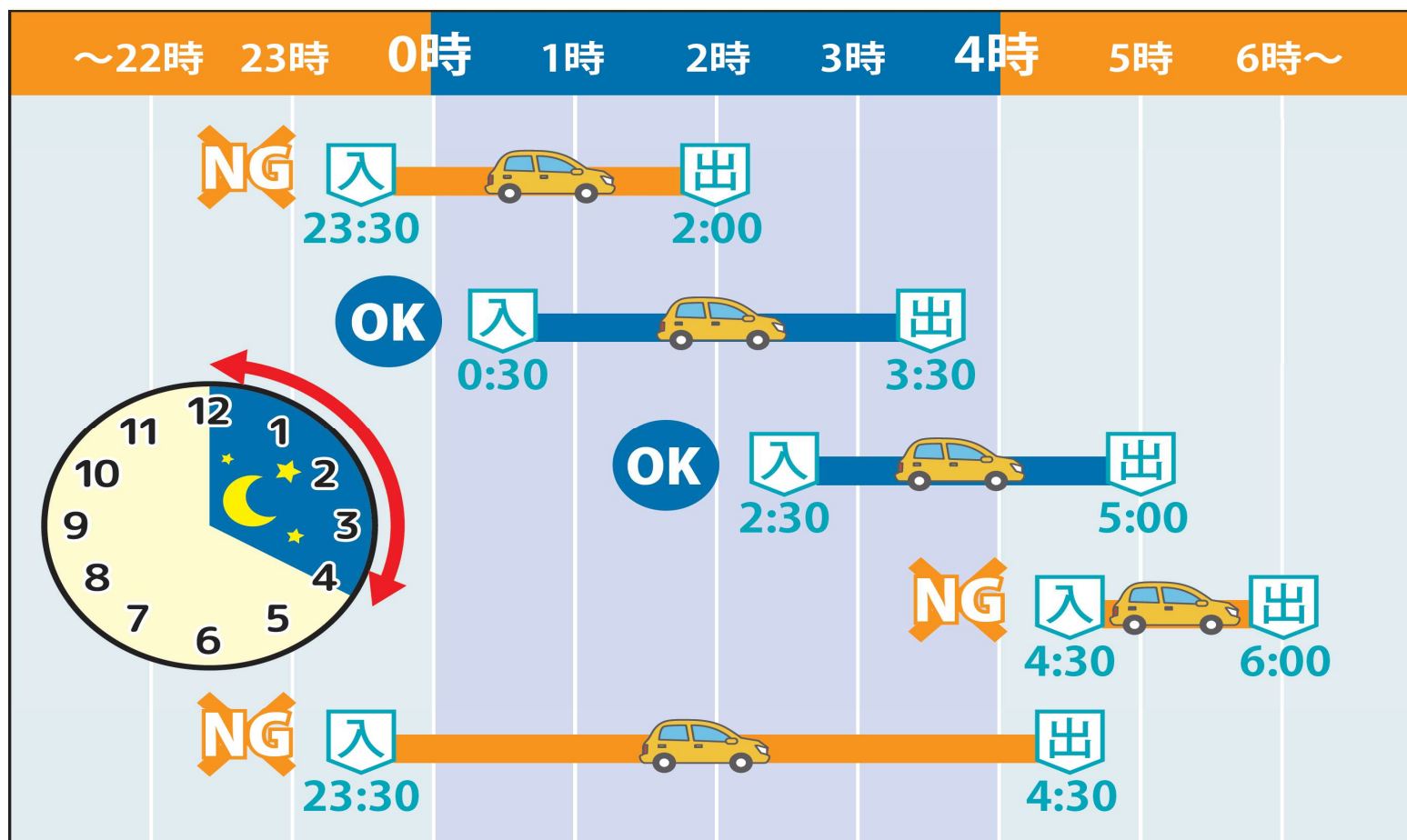
※現行基本割引率の()書きは、現行まで拡充される前の本来割引率

※車両単位の拡充割引率は特定範囲(湾岸線・神戸線(月見山～摩耶)・淀川左岸線・大和川線・松原線(三宅JCT～松原JCT)・北神戸線・神戸山手線)のみ利用の交通に限定

阪神高速の深夜割引について

○ 交通量が少ない深夜時間帯へ交通を分散し、都心部の渋滞緩和を図るため、午前0時から午前4時までの間に阪神高速に流入する利用について、20%割引を導入。

(※) 深夜割引の適用判定は、阪神高速の最初の入口のETCアンテナとの通信時間が基準となります。



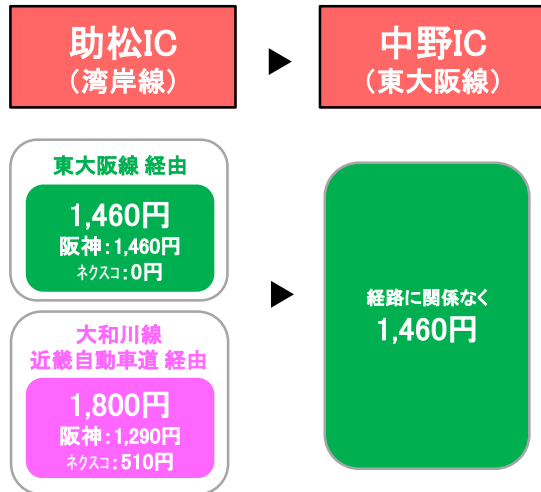
OK: 入口通過時間が適用時間内(0時~4時)のご利用のため割引対象
NG: 入口通過時間が適用時間外(0時~4時以外)のご利用のため割引対象外

大阪都心迂回割引について

○ 大阪都心部を通過する交通の迂回を促進し、都心部の渋滞緩和を図るため、令和2年3月の大和川線全線開通を踏まえ、大阪都心迂回割引を新たに導入。

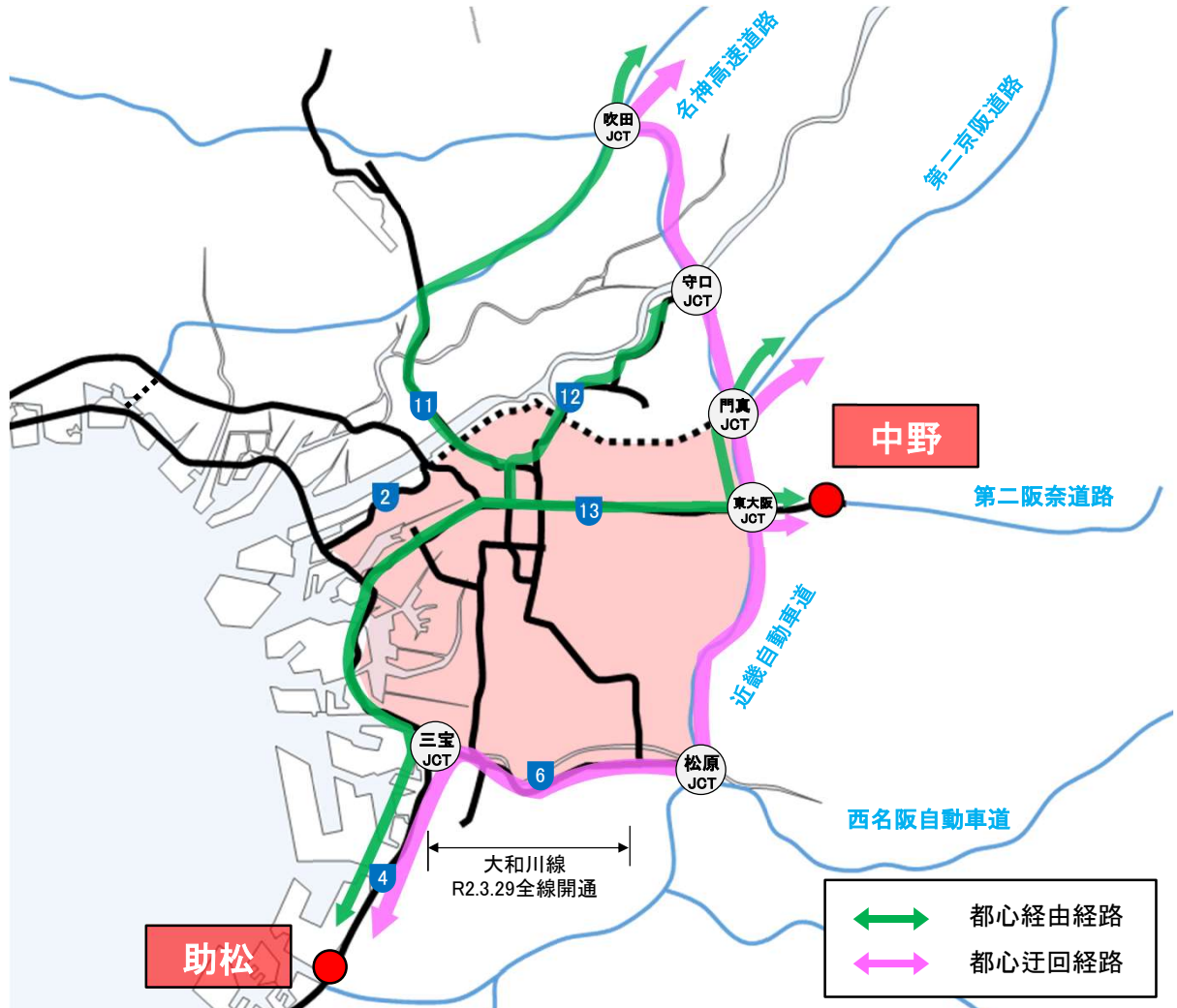
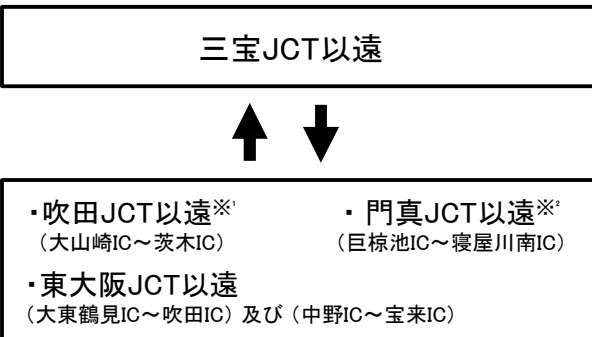
<割引例>

● ETC普通車の場合



都心迂回経路の料金が高い場合に起終点間の都心経路の最安料金とする

● 対象の通過JCT



※1 新名神高速道路の高槻ICを含む。名神高速道路の久御山淀ICを除く。
 ※2 ETC2.0搭載車については、第二京阪道路を通過する交通(巨椋池ICより北方面からの流入・流出、京滋バイパスからの流入・流出及び新名神高速道路からの流入・流出を含む)も対象。

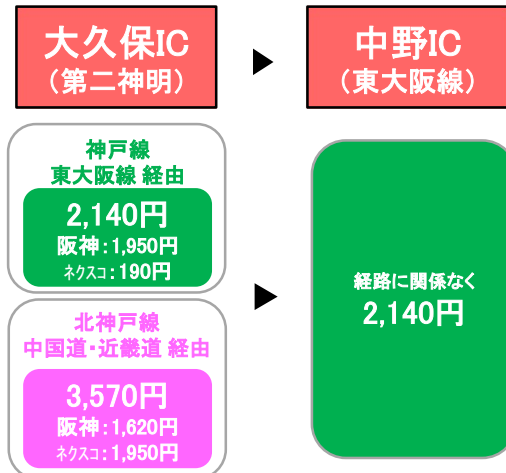
神戸都心迂回割引について

○ 神戸都心部を通過する交通の迂回を促進し、都心部の渋滞緩和を図るため、中国自動車道から新名神高速道路※への交通転換を踏まえ、神戸都心迂回割引を新たに導入。

※ 高槻JCT～川西IC:H29.12.10開通、川西IC～神戸JCT:H30.3.18開通

<割引例>

● ETC普通車の場合



都心迂回経路の料金が高い場合に起終点間の都心経由経路の最安料金とする

● 対象の通過JCT

伊川谷JCT 以遠
(玉津IC～明石西IC)

- ・吹田JCT以遠※¹
(大山崎IC～茨木IC) 及び (八尾IC～吹田IC)
- ・松原JCT以遠
(松原IC、美原北IC) 及び (天理IC～藤井寺IC)
- ・門真JCT以遠※²
(巨椋池IC～寝屋川南IC)
- ・東大阪JCT以遠
(中野IC～宝来IC)
- ・美原JCT以遠
(美原東IC～新庄IC)



※1 新名神高速道路の高槻IC及び中国自動車道の中国吹田ICを含む。名神高速道路の久御山淀ICを除く。
 ※2 ETC2.0搭載車については、第二京阪道路を通過する交通(巨椋池ICより北方面からの流入・流出、京滋バイパスからの流入・流出及び新名神高速道路からの流入・流出を含む)も対象。

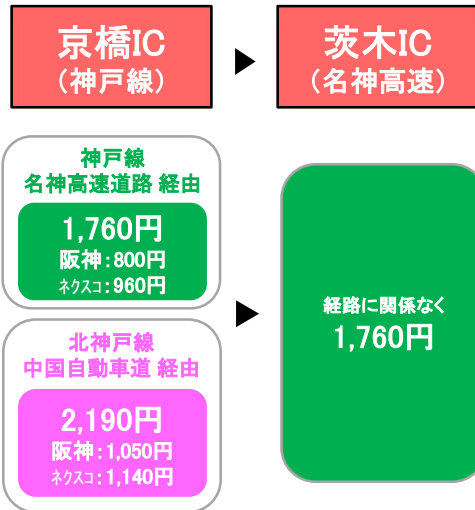
神戸都心流入割引について

○ 神戸都心部と都心部西側間の交通について、交通の分散を図るため、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する神戸都心流入割引を平成29年6月から導入しているが、中国自動車道から新名神高速道路※への交通転換を踏まえ、都心部東側間の交通にも神戸都心流入割引を拡大。

※ 高槻JCT～川西IC：H29.12.10開通、川西IC～神戸JCT：H30.3.18開通

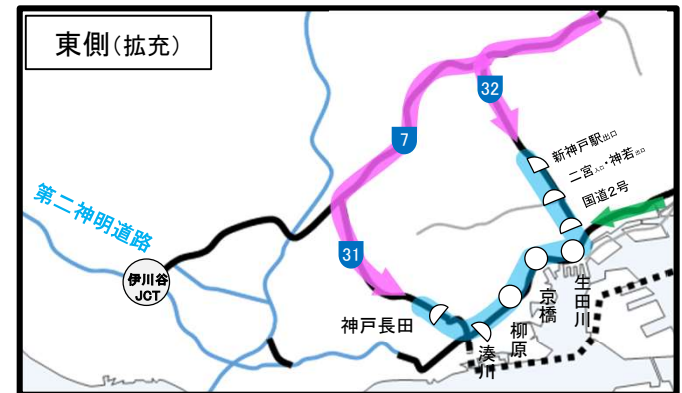
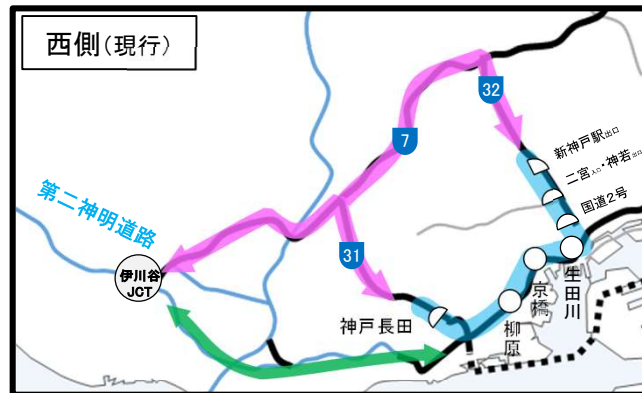
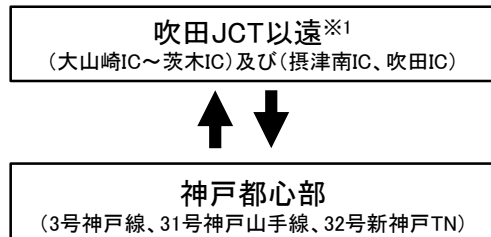
<割引例>

● ETC普通車の場合



都心迂回経路の料金が低い場合に起終点間の都心経由経路の最安料金とする

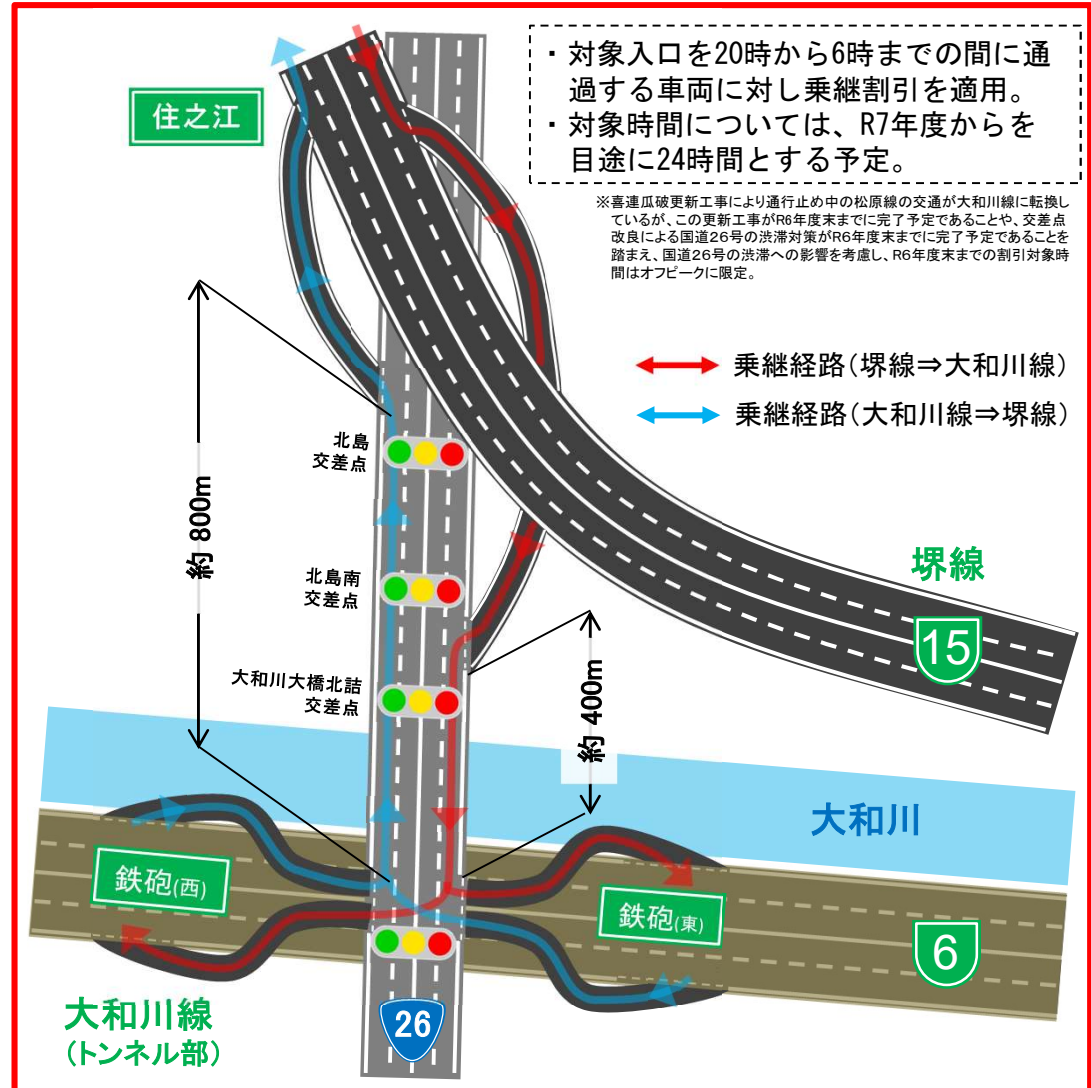
● 対象の通過JCT



※1 新名神高速道路の高槻IC及び中国自動車道の中国吹田ICを含む。名神高速道路の久御山淀ICを除く。

阪神高速の大和川線・堺線乗継割引について

○ 令和2年3月の大和川線全線開通を踏まえ、大阪都市再生環状道路の更なる有効活用を図るため、関係機関と連携して大和川線と堺線のジャンクション化を検討するとともに、大和川線と堺線を一般道路を経由して引き続いて通行する場合、これを1回の通行とみなす乗継割引を導入。



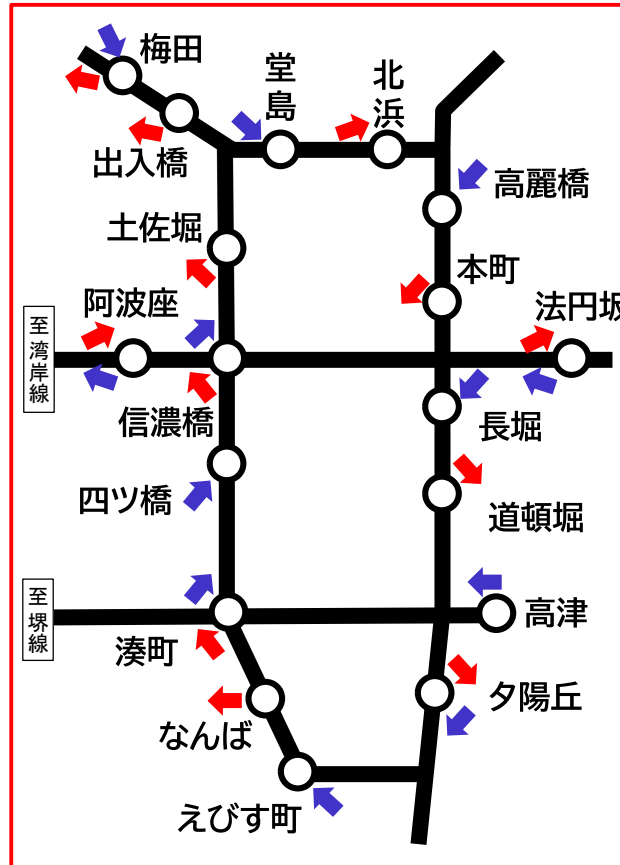
阪神高速の関西国際空港方面割引について

○ 大阪都心部と関西国際空港方面を結ぶ交通について、上限料金改定に伴う激変緩和措置として、上限料金を1,320円(普通車の場合)とする関西国際空港方面割引を導入。

<割引対象範囲>



<大阪都心部対象出入口>



※助松以北の出入口は現行上限料金(普通車の場合1,320円)に達しないため、距離料金が適用される。
ただし、助松→信濃橋31.8kmを通行する軽・二輪のみ、現行上限料金(1,090円)を超えるため割引が適用される。

<割引例>

例(普通車)	現料金	上限料金改定後	
		割引適用前	割引適用後
りんくうJCT →土佐堀 (44.1km)	1,320円	→1,710円	→1,320円
岸和田南 →土佐堀 (35.4km)	1,320円	→1,420円	→1,320円
堂島 →りんくうJCT (46.6km)	1,320円	→1,790円	→1,320円
堂島 →岸和田南 (37.9km)	1,320円	→1,510円	→1,320円

<車種別の割引後額>

軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
1,090円	1,320円	1,560円	2,080円	3,350円